

広域的な食中毒事案への対応

関東地方を中心に広域的に発生した腸管出血性大腸菌による感染症・食中毒事例 (調査結果取りまとめ)

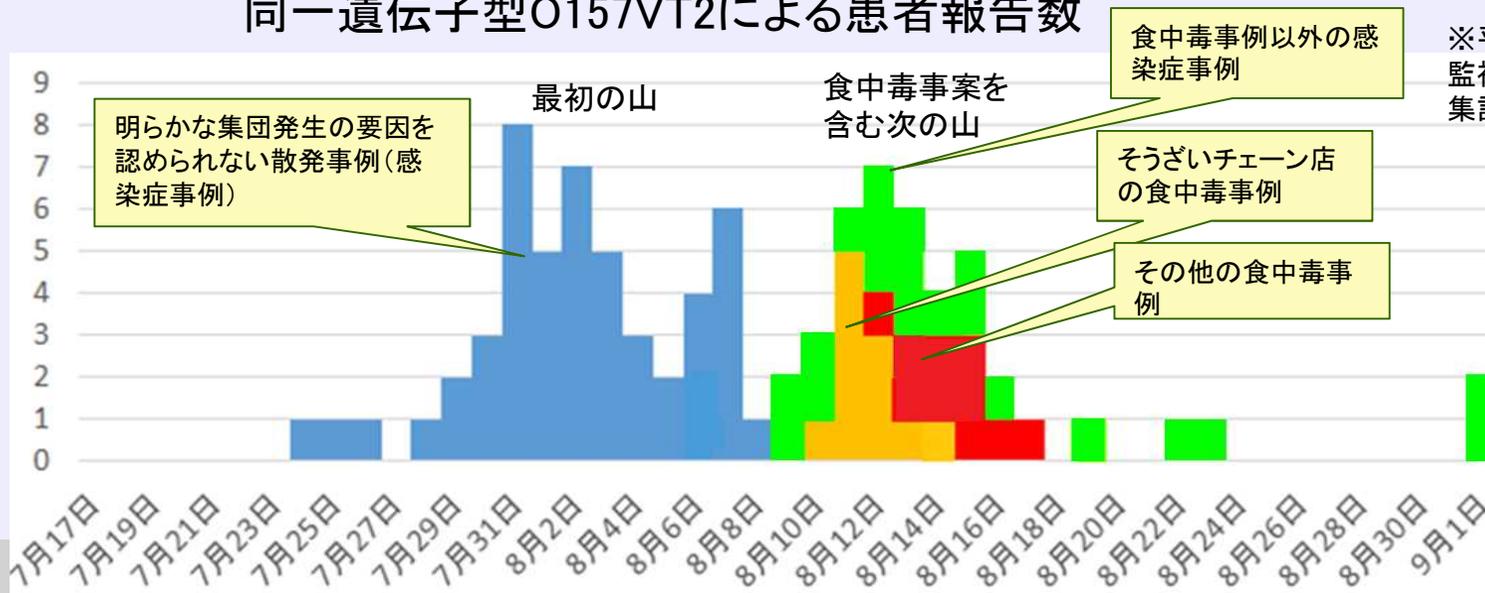
経緯

- 平成29年8月の感染症発生動向調査における腸管出血性大腸菌のうち、特にO157VT2タイプの発症が関東地方を中心に多発した。
- 地方自治体において通常の感染症法及び食品衛生法に基づく調査に加え、厚生労働省から配布した曝露状況調査票に基づき患者の行動等の調査（平成29年8月に発生した埼玉県、群馬県等における腸管出血性大腸菌による食中毒事例及び感染症事例等）を行い、国立感染症研究所の協力を得て、これらの調査結果を分析した。

調査結果

- 曝露状況調査票に記載のあるO157VT2タイプの遺伝子型分析の結果、7月17日から9月1日までに発症した141件のうち116件の菌株情報が判明し、91件が同一遺伝子型であった。
- 食中毒調査では、惣菜チェーン店や飲食店が提供した食品が原因とされたが、各事例に共通する発生要因は明らかになっていない。

同一遺伝子型O157VT2による患者報告数



※平成29年9月1日付け結核感染症課長、食品監視安全課長通知に基づき報告された調査票の集計(10月6日時点)

O157VT2患者報告数 (同一遺伝子型)

感染症	食中毒	合計
70名	21名	91名

関東地方を中心に広域的に発生した腸管出血性大腸菌による感染症・食中毒事例 (調査結果取りまとめ)

調査結果の評価

- 7月下旬に最初の山が認められたが、明らかな集団事例がなく、広域食中毒としての有効な調査開始が困難であった。
- 調査に際して、広域発生事例の早期探知等が遅れた要因としては、①各自治体間の情報共有、②国による情報のとりまとめ、③当該とりまとめ情報の関係自治体間への共有、④遺伝子型別の検査手法の違いによる結果の集約等に時間を要したことが挙げられる。

主な今後の対策

厚生労働省、都道府県等の関係者間での連携や食中毒発生状況の情報共有等の体制を整備。

①広域発生事例に対する早期探知

→ブロックごとに広域連携協議会の設置を検討。

②地方自治体及び国レベルの関係部局（感染症担当、食中毒担当）の連携並びに患者情報・喫食調査情報・検査情報を統合した情報管理

→自治体内での感染症部門と食中毒部門の調査協力マニュアルを策定。感染症法に基づく届出情報、食中毒患者データ、遺伝子解析結果を共通IDで管理。

③国による地方自治体間の情報共有への支援

→広域発生事例では早期から情報を国でとりまとめ、関係する地方自治体間で共有。

④情報提供の一元化及び関係機関における提供した情報の共有

→広報資料の事前協議、会見等記者対応情報の共有。

⑤詳細な調査を行うための遺伝子検査手法を統一化し解析

⑥検食や記録保存のあり方の課題の整理

⑦その他

→溶血性尿毒症症候群（HUS）の予後規定因子に関し、科学的知見を整理。

先般の広域的な食中毒事案(腸管出血性大腸菌O157)を踏まえた今後の対応について

先般の事案における課題

○ 広域発生食中毒事案としての早期探知が遅れ、共通の汚染源の調査や特定が効果的に進まず、対応が遅れが生じた。

- ・ 食品衛生部門と感染症部門の間や、国と自治体との間の情報共有が不十分であったため、効果的な調査ができなかった。
- ・ 感染症法に基づく届出情報、食中毒患者データ、遺伝子型別データの各情報の関連付け、共有に時間を要した。
- ・ 検査手法の違いによって、遺伝子型の照合に時間を要し、食中毒患者の関連性の把握に時間を要した。

○ 事業者の検査用保管食品からO157が検出されず、また、食材の仕入れ先の記録も確認できなかった。

○ 関係自治体が、個別に途中段階の情報発信を行ったため、不正確な情報が報道されるなど、混乱を生じた。

今後の対応の方向性

※食品衛生法改正法案に盛り込む予定

- ① ○ 広域的な食中毒事案の発生防止等のための関係者の連携・協力義務を明記し、国と関係自治体の情報共有の場として、協議会を設置。
○ 緊急を要する場合には、厚生労働大臣は、協議会を活用し、広域的な食中毒事案に対応する。
- ② ○ 感染症法に基づく届出、食中毒患者データ、遺伝子解析結果の情報を共通IDにより、管理し、共有を行う。必要に応じて、国から関係自治体に注意喚起。
- ③ ○ 自治体における食品衛生部門と感染症部門の両部門共通の調査票や調査協力マニュアルを策定。
- ④ ○ 遺伝子検査手法の統一化。
- ⑤ ○ 事業者における検食や記録の保存方法を検討。
- ⑥ ○ 重要事案については、自治体の広報資料の事前協議など、行政全体で整合性の取れたリスクコミュニケーションを行う。
- ⑦ ○ HACCPに沿った衛生管理を制度化し、全体的な衛生管理水準の底上げを図る。

今後の対応の方向性

①

○ 広域的な食中毒事案の発生防止等のための関係者の連携・協力義務を明記し、国と関係自治体の情報共有の場として、協議会を設置。

○ 緊急を要する場合には、厚生労働大臣は、協議会を活用し、広域的な食中毒事案に対応する。

②

○ 感染症法に基づく届出、食中毒患者データ、遺伝子解析結果の情報を共通IDにより、管理し、共有を行う。必要に応じて、国から関係自治体に注意喚起。

具体的な対応

広域連携協議会の設置

- 食品衛生法を改正し、広域連携協議会を設置すること、緊急を要する場合には、厚生労働大臣は、協議会を活用し、広域的な食中毒事案に対応することを規定予定。
- 食中毒処理要領を改訂し、広域的な食中毒が発生した場合に備えた協力体制等の構築、情報共有に関すること等を追記することを検討。

共通IDによる管理

- 感染症法に基づく届出、食中毒患者データ、遺伝子型解析結果の情報を共通IDにより管理し、共有可能な仕組みの構築を行い、本年度内に方法等を示す予定としている。

今後の対応の方向性

③

○ 自治体における食品衛生部門と感染症部門の両部門共通の調査票や調査協力量マニュアルを策定。



具体的な対応

共通調査票、調査協力量マニュアル

- 共通調査票について実際に自治体で使用している調査票を参考に調査票案を整備し、腸管出血性大腸菌の流行が見込まれる前の6月までに策定を行う。
- 調査協力量マニュアルについて、国立感染症研究所の専門家等(厚生労働科学研究班)と網羅すべき事項の検討を行い、腸管出血性大腸菌の流行が見込まれる前の6月までに策定を行う。

(参考)

関係者との意見交換、又、昨年夏に使用した暴露状況調査票の利用から得られた意見より、共通調査票の策定において留意すべき事項として、以下の事項が挙げられた。

- ・食品衛生、感染症両部門の疫学調査に必要な調査項目を網羅すること
- ・回答者(患者)の喫食食品について記憶を蘇らせるような工夫
- ・回答者の心理的負担を軽減するレイアウト

今後の対応の方向性

④

○ 遺伝子検査手法の統一化



具体的な対応

遺伝子検査手法の統一化

- 全ての菌株の遺伝子型別の検査について、反復配列多型解析法(MLVA)へ統一化する旨を通知(平成30年2月8日付け通知(健感発0208第1号、薬生食監発0208第1号))
- 腸管出血性大腸菌の届出の多い地方衛生研究所に対し、解析ソフトの整備の支援(解析ソフトの貸与)を実施済み
- 本年3月下旬に地方衛生研究所職員を対象とした遺伝子型検査法の技術研修会を開催する。
- 各地方衛生研究所で検査を実施した遺伝子型検査結果データの集約し、迅速に広域発生事例を探知する方法の検討を行う。また、既存の食品保健総合情報処理システムを活用しながら、迅速に関係自治体と関連情報を共有する。

⑤

○ 事業者における検食や記録の保存方法を検討。



検食や記録保管

- 食材の遡り調査が困難であった背景の問題点について関係自治体から聴取する。

今後の対応の方向性

⑥

○ 重要事案については、自治体の広報資料の事前協議など、行政全体で整合性の取れたリスクコミュニケーションを行う。



具体的な対応

整合性のとれたリスクコミュニケーション

- ①で設置を予定している広域連携協議会において、事案が発生した場合に関係部門との連携を含め、適切に機能するように公表方法を含む要綱等の整備を進めていく。
- 広域食中毒事案の公表は、関係自治体等で整合が図れるよう、調査協力マニュアルの策定や食中毒処理要領への関連規定の追加を検討中。

⑦

○ HACCPに沿った衛生管理を制度化し、全体的な衛生管理水準の底上げを図る。



HACCPに沿った衛生管理の制度化

- 食品衛生法を改正し、HACCPに沿った衛生管理の制度化を予定。制度化については、引き続き、実行可能な方法で着実に取組を進めて行く。